



建替事業・建替配慮書の制度趣旨等

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第 1 回）

令和 7 年10月27日
環境省 環境影響評価課

建替配慮書に係る規定

- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、**「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとしたところ、具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（配慮書の作成等）

第三条の三 （略）

2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業実施想定区域
- 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

3 （略）

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

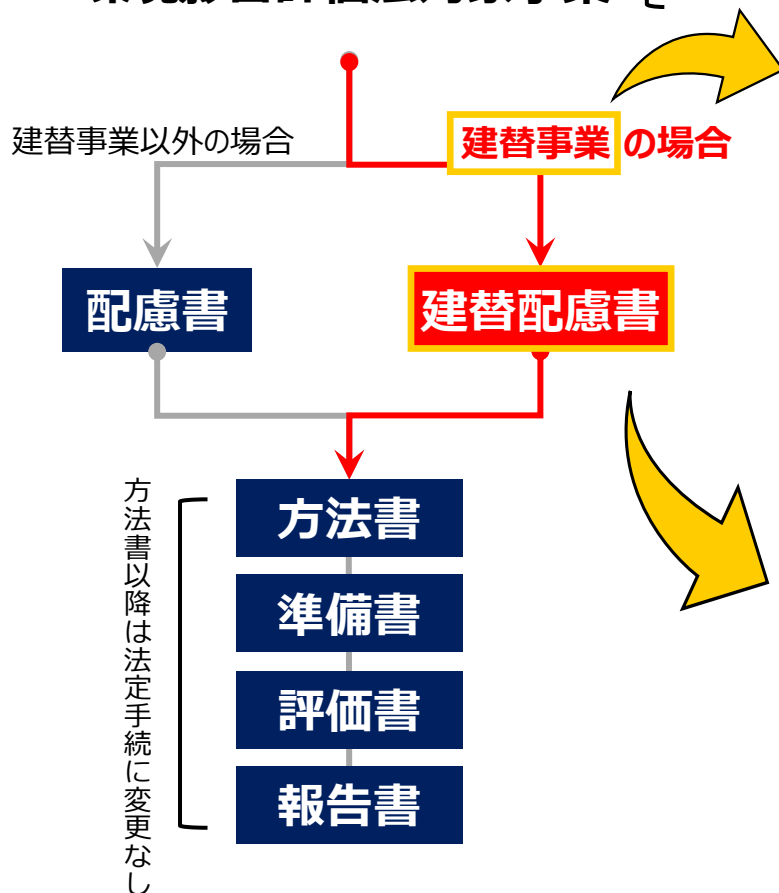
- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

環境影響評価法対象事業

- 第一種事業：配慮書or建替配慮書の手続が**必須**
- 第二種事業：配慮書or建替配慮書の手続が**任意**



① どのような事業が「建替事業」に該当するか

- ✓ 改正法では、**建替事業の要件**を、
 - ・ 既存工作物の設置区域と新設工作物の設置区域との**距離**
 - ・ 既存工作物と新設工作物との**規模の比**によって定めることとしている。

② 「建替配慮書」にどのような記載が必要か

- ✓ 既存工作物に係る環境監視結果等のうち、どのような**情報が新設工作物の環境影響評価に活用可能か**

- 配慮書手続は、**事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階**において環境配慮を行うもの。
- **事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う**ことで、事業計画の検討の早期の段階において、柔軟な計画変更により**重大な環境影響の回避・低減を図る**ことが目的。

配慮書 計画段階配慮事項の検討



方法書 評価項目・手法の選定



(調査・予測・評価の実施)

準備書 環境影響評価結果の公表



評価書 環境影響評価結果の修正・確定



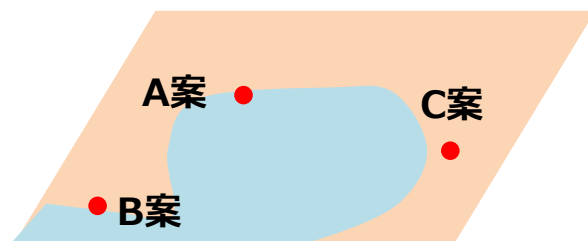
報告書 環境保全措置等の結果の報告・公表

現行の配慮書の記載事項

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る**位置・規模**又は構造物等の構造・配置に関する適切な**複数案**を設定することを基本とする。

→ 事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案
※事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない。

- 計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して**複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである**。このため、計画段階配慮は位置・規模又は配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましい。

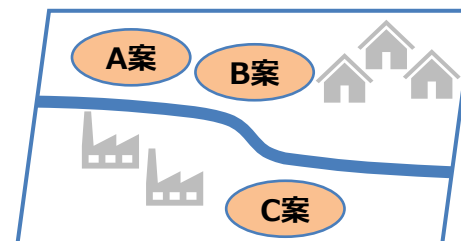


位置

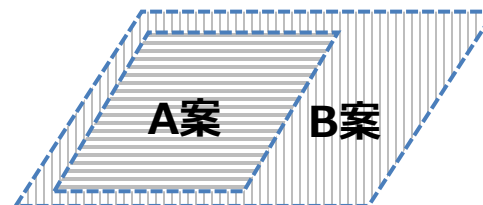
A案 : ○万kW
B案 : △万kW
C案 : □万kW

A案 : ○機
B案 : △機
C案 : □機

規模



位置



規模

点的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

面的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

*計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より作成

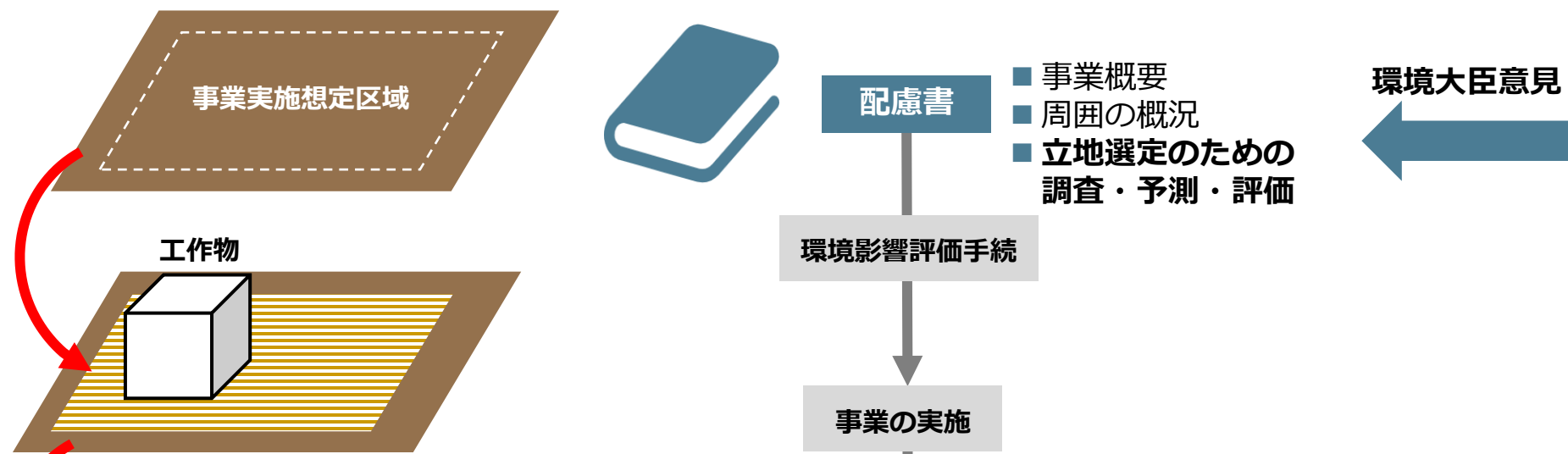
- 建替え前後で**工作物の位置や規模が大きく変わらない場合は、既存工作物についての環境監視結果等を新設工作物の環境影響評価に有効活用**することができる。
- 環境監視等の結果により、**既存工作物による環境負荷の程度が低いと判断できた場合には、位置・規模が類似する新設工作物によっても、重大な環境負荷が生じないと判断できる場合**があると考えられる。
- 建替え後に著しい環境負荷が生ずる懸念がある場合は、**従来と同様、厳しい大臣意見**を述べることとなる。

手続段階	通常の事業 (建替事業以外の事業)	建替事業
配慮書	新設事業 又は 位置・規模が大きく異なる建替え 活用可能な実測データに乏しい	建替え前後で位置・規模が類似 既存工作物の環境監視結果等を活用可能
	位置・規模等に係る複数案の検討	近接地であることは前提としつつ、 既存工作物の環境監視結果等の精査
	環境保全上の見地から環境大臣が意見を述べる事が可能	
方法書	調査・予測・評価の手法・項目選定	
準備書	調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果	
評価書	準備書の内容の見直し（環境影響評価結果の修正）	
報告書	事後調査、環境保全対策の状況	

建替配慮書の制度趣旨

- 建替事業の場合には、**位置や規模が大きく変わらないため**、新設工作物と同等の調査・予測・評価ではなく、より簡易に重大な環境影響がないかどうかを判断することが可能。

通常の事業の環境影響評価手続



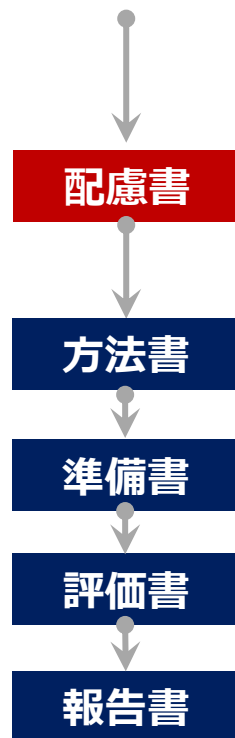
建替事業の環境影響評価手続



建替配慮書を含む環境影響評価手続

- 環境影響評価法における建替事業に該当する場合、必ず建替配慮書手続を経ることになる。
- 建替配慮書の場合も、環境大臣は環境の保全の見地からの意見を述べることとされている。
- 方法書以降は、通常的环境影響評価手続を実施することになる。

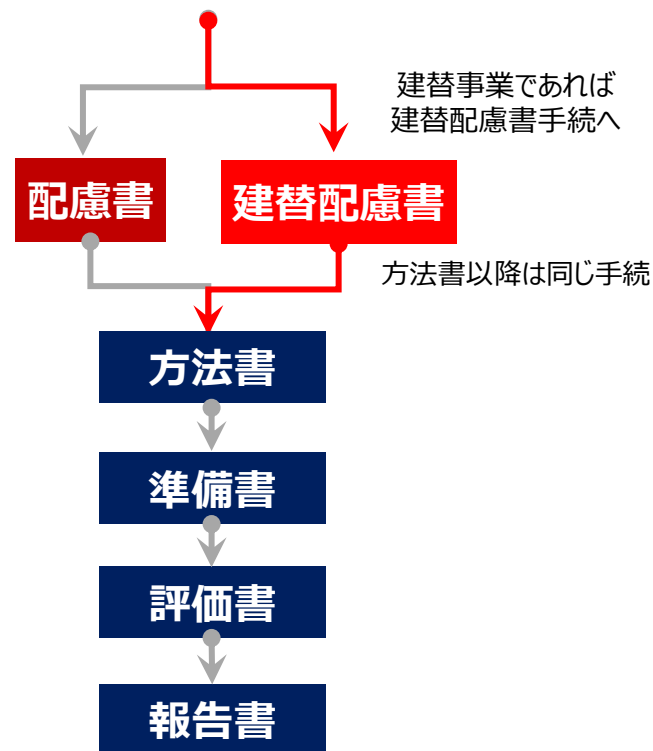
環境影響評価法対象事業*



改正環境影響評価法

施行後

環境影響評価法対象事業*



*環境影響評価法の対象事業のうち規模要件を満たすもの。

今回の法改正により、対象事業そのものや対象となる規模要件は変更されていない。

（再掲）建替配慮書に係る規定

- 建替配慮書に関する規定の施行に向けては、**建替事業の適用要件（距離及び規模の比）**を定める必要がある。（政令で定めるもの）
- また、建替配慮書は「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、**「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとしたところ、具体的な記載内容**を検討する必要がある。（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

○改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（配慮書の作成等）

第三条の三 （略）

2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業実施想定区域
- 二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

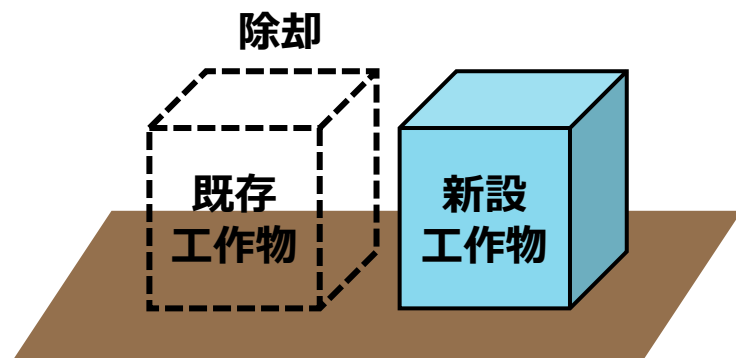
3 （略）

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

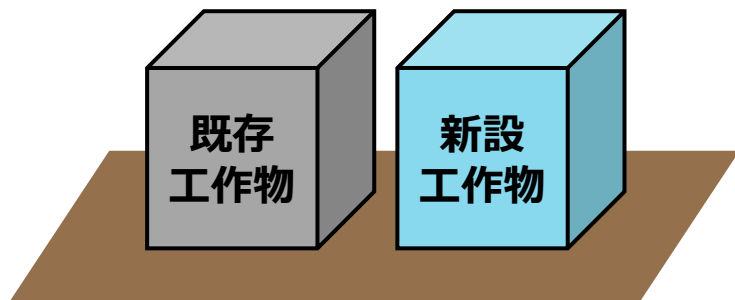
建替事業のイメージ

- 建替事業は、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要となる。
- 改良するなどして既存工作物を継続的に利用し続ける事業は建替事業には該当しない。

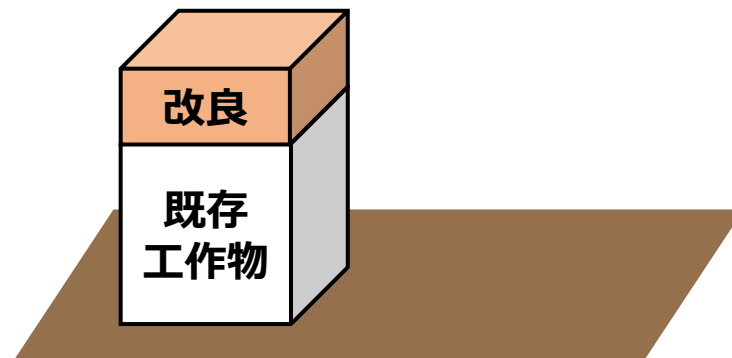
建替事業



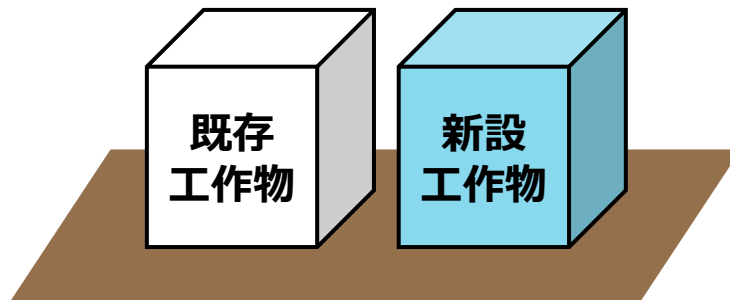
使用の廃止



建替事業には該当しないもの



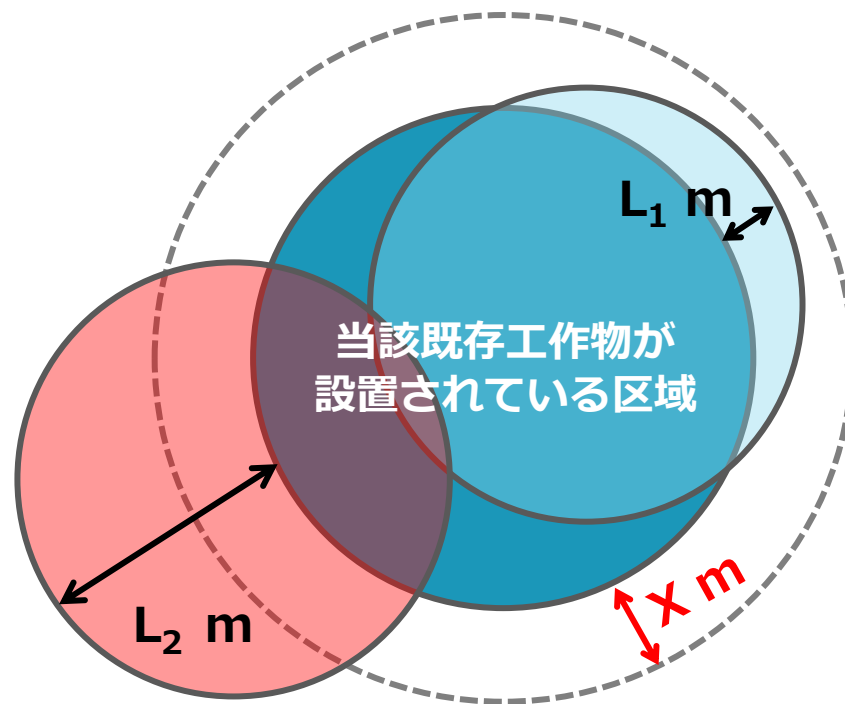
廃止せず利用



建替事業の適用要件（距離）

- 既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離 のイメージは以下のとおり。

→ 例：発電所であれば既存施設の敷地の境界等が考えられる



距離に係る数値

政令で定める距離

$L_1 \leq$

X → 距離に関する建替事業の要件を満たす

$L_2 >$

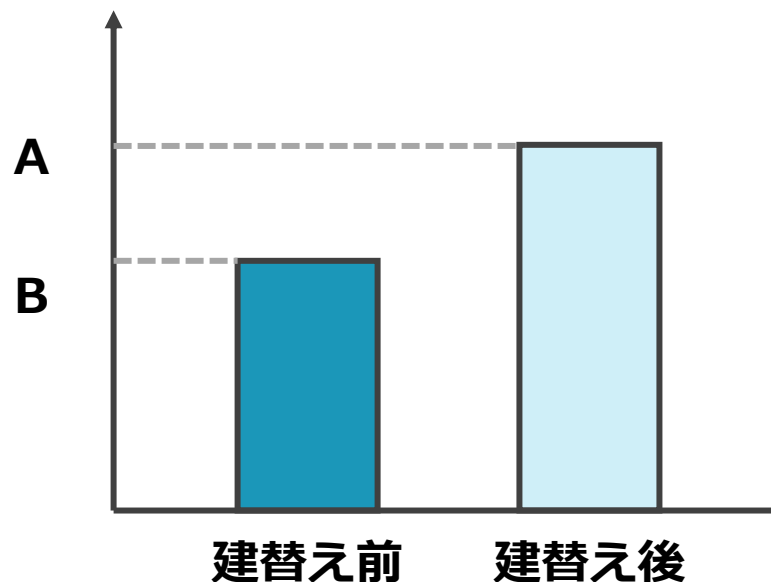
X → 距離に関する建替事業の要件を満たさない

建替事業の適用要件（規模の比）

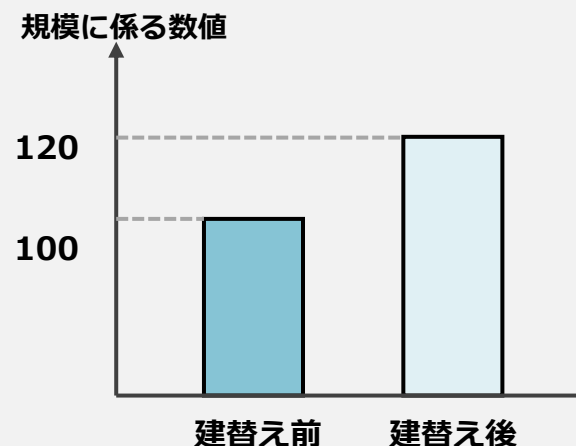
- 工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比のイメージは以下のとおり。

例：発電所であれば発電出力（kW）等が考えられる

規模に係る数値



（具体例）



この場合、規模に関する比は
 $120/100 = 1.2$ となる。

規模に係る数値

政令で定める比

$A / B \leq Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たす

$A / B > Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たさない